障がい福祉関係書類送付用窓付封筒広告掲載取扱仕様書

１　目的

この仕様書は、厚木市広告掲載要綱(以下「要綱」という。)に基づき、障がい福祉関係書類送付用窓付封筒(以下「封筒」という。)への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

２　広告媒体の規格

広告媒体は、封筒とする。当該封筒は、障がい福祉サービス受給者等に送付するためのもので、広告媒体の規格は次のとおりとする。

(1) 大きさ：縦１２０ｍｍ×横２１８ｍｍ

(2) 印刷色：青色

(3) 送付部数：約３０,０００通（内訳　市内　約２０,０００通、市外　約１０,０００通）

３　広告の規格

広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 広告スペース：封筒の裏面に２枠とする。

１枠当たり　縦５５ｍｍ×横８５ｍｍ

(2) 印刷色：青色とする。

(3) 枠数：２枠（１枠×約３０,０００通）

(4) 広告掲載場所は、厚木市が指定した場所とする。

４　広告の掲載期間

令和８年３月以降、配布し終わるまで、年間を通じて送付する封筒に掲載する。

５　広告掲載料

(1) 広告掲載料は、広告１枠当たり３０，０００円とする。

　(2) 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに納付するものとする。

６　広告掲載の申込対象者

広告掲載の申込対象者は、本市に事業所を置く事業者とする。

７　要綱の基準以外で広告掲載が望ましくない業種・広告等

墓地、墓石若しくは葬祭関係事業者等

８　広告掲載の申込み等

広告掲載希望者は、次に掲げるものを直接厚木市役所第二庁舎１階障がい福祉課窓口に持参し申込むものとする。

ア　障がい福祉関係書類送付用窓付封筒広告掲載同意書

イ　広告掲載事業における誓約書

ウ　広告案

９　広告内容等の変更

市長は、広告の内容、デザイン等について要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容、デザイン等の変更を求めることができる。

10　広告の版下原稿の提出

厚木市広告掲載承認通知書を受けた者は、市長が指定する方法により指定する期日までに広告の版下原稿を提出するものとし、版下原稿は返却しないものとする。

11　広告主の責任

広告主は、掲載された広告の内容、デザイン等については、一切の責任を負うものとする。

12　その他

この仕様書に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。